

本人からの請求等への対応

〈問合せ窓口の設置〉

第 13 条

- ① 個人情報総括管理責任者は、第 9 条に従い取得した個人情報の取扱に関する本人からの問合せ(苦情を含む)の申出先(本規程において「問合せ窓口」という。)を設置しなければならない。
- ② 個人情報管理責任者は、前項に基づいて設置された問合せ窓口を、本人の知り得る状態に置かなければならない。
- ③ 個人情報管理責任者は、保有する個人情報の取扱について、本人からの問合せ(苦情を含む)を受けたときは遅滞なく内容を確認し、適切かつ迅速な対応に努めなければならない。
- ④ 各医療機関の問合せ窓口は以下とする

1. 日本鋼管病院	事務局総務人事部
2. こうかんクリニック	事務局総務人事部
3. 水江診療所(京浜保健センター)	事務室
4. こうかん訪問看護ステーション	事務局総務人事部